環境県民局 資料 No. 3

令和6年10月18日 課 名 環境県民局産業廃棄物対策課 担当者 課長 波谷 内 線 2962

産業廃棄物最終処分場(三原市)に係る水質検査結果について

1 要旨・目的

○ ジェイ・エー・ビー協同組合(以下、「事業者」という。)が設置する産業廃棄物最終処分場 (三原市)について、地域住民の生活環境への懸念を踏まえ、処分場の浸透水、周縁の地下水 及び下流の水路の水質調査を実施したので、その結果及び今後の対応について報告する。

2 現状・背景

- 県は、産業廃棄物最終処分場の浸透水が、廃棄物処理法の基準を超過したことから、事業者に対して、産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止と原因の究明や改善措置の実施等について、令和6年8月7日付けで指導(勧告)した。
- その後、事業者から改善報告書が提出され、県において、専門家の助言も受けながら、改善措置の内容が適正であることの検証及び浸透水の水質が行政検査により基準に適合していることを確認したことから、9月4日付けで産業廃棄物の搬入及び埋立処分の再開を認めた。

3 概要(水質検査結果)

(1) 実施日

令和6年9月25日(10月9日結果判明)

(2) 実施内容

ア 廃棄物処理法に基づく行政検査

(ア) 対象

最終処分場の浸透水及び周縁の地下水

(イ) 検査結果(別表1)

浸透水及び周縁の地下水については、全ての検査項目で維持管理基準に適合していた。

イ 地域住民の懸念を踏まえた周辺の水質調査(三原市と連携)

(ア) 対象

最終処分場下流の水路(日名内川農業用取水口付近)

- (イ)検査結果(別表2)
 - 水路の水質については、有害物質は環境基準*1に適合していた。
 - ※1 環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、環境基本 法に基づき定められた行政目標である。長時間の飲用を想定した際の健康への影響の観点から設定される もので、毎日2リットル、70年間飲み続けても影響がない値とされている。
 - CODについては、参考とした農業用水質基準^{*2}よりも高い値を示した。
 - ※2 農業用水質基準は、法的な基準ではないが、昭和45年に農林水産省が学識経験者の意見も取り入れ、水稲の正常な生育のために望ましい灌がい用水の水準としてとりまとめ、参考にされている。
 - CODの値は、水路の方が浸透水より相当程度高い値を示していることから、現段階では、浸透水が水路の水質に与える影響は限定的と考えている。

4 今後の対応

- 処分場の浸透水及び周縁地下水については、引き続き、行政検査を強化して実施する。
- 浸透水等が維持管理基準を超過した場合は、廃棄物処理法に基づき厳正に対処するとともに 公表する。
- 周辺の水路については、地域住民の不安の声も踏まえ、三原市とも連携し、当面、調査を継続する。

【別表1】浸透水等の水質検査結果

検査項目		単位	浸透水		地下水	基準値※1
			①北西部	②北東部	③下流井戸	本平旭
1	BOD	mg/L	0.5 未満	1. 2	0.5	20
2	COD	mg/L	0. 7	1. 3	0.6	40
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	ND	ND	ND	0.003
4	鉛及びその化合物	mg/L	ND	ND	ND	0.01
5	砒素及びその化合物	mg/L	ND	ND	ND	0.01
6	セレン及びその化合物	mg/L	ND	ND	ND	0.01

ND:定量下限值未満

※1 基準値(浸透水に係る基準省令で定める基準)

浸透水が基準を超過した場合は、産業廃棄物の搬入及び埋立処分を中止し、生活環境保全上必要な措置を講じることとされている。

地下水は、検査結果により水質の悪化が認められた場合に、原因の調査その他生活環境保全上必要な措置を講じることとされている。

【別表2】最終処分場下流の水路の水質検査結果

検査項目		単位	④日名内川 農業用取水口付近	環境基準※2	【参考】 農業用 水質基準 ^{※3}
1	BOD	mg/L	50	_	_
2	COD	mg/L	21	_	6
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	ND	0.003	_
4	鉛及びその化合物	mg/L	ND	0. 01	_
5	砒素及びその化合物	mg/L	0.007	0.01	_
6	セレン及びその化合物	mg/L	ND	0.01	_

ND:定量下限值未満

- ※2 環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、環境 基本法に基づき定められた行政目標である。長時間の飲用を想定した際の健康への影響の観点から設定 されるもので、毎日2リットル、70年間飲み続けても影響がない値とされている。
- ※3 農業用水質基準は、法的な基準ではないが、昭和45年に農林水産省が学識経験者の意見も取り入れ、水稲の正常な生育のために望ましい灌がい用水の水準としてとりまとめ、参考にされている。

【参考】水質検査採水箇所



電子国土 WEB(国土地理院)を加工して作成